

国府小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめについての基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

私たち教職員は、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」問題であることを十分認識するとともに「いじめは、人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底します。そして、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践していきます。

なお、「国府小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

(2) いじめの認識

① 「いじめ」の定義の解釈

いじめ防止対策推進法第2条には、いじめの定義が次のように書かれています。

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

② 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずしや集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

2 学校いじめ防止等のための組織（国府小いじめ防止対策連絡会議）

（1）目的

いじめ防止対策推進法 22 条により、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、いじめ防止等に関する措置を実行的に行う中核となる組織として「国府小いじめ防止対策委員会」を設置する。

（2）委員の構成

校長 教頭 生徒支援担当 生徒指導担当 特別支援教育コーディネーター 養護教諭
（必要に応じて、学級担任 校内研修担当 人権担当、スクールカウンセラーも入る）

（3）会議の開催

定期的には年間 3 回（いじめアンケート実施後）。いじめ等の問題が起きた時には随時開催する。

（4）会議の内容

- ・学校基本方針に規定する取組の実施や検証、修正等。
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等。
- ・いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連絡等。
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査。

3 学校でのいじめ防止等のための対策

いじめ防止等のための基本的な考え方として、未然防止→早期発見→早期対処 を原則として対策を実行します。

また、いじめの再発防止や、家庭や地域・関係機関との連携、日常の点検・評価を大切に対策を進めます。

（1）未然防止に向けて

- ①学校経営における位置付け
- ②教職員等を対象とした取組
- ③児童を対象とした取組

（2）早期発見及びいじめへの対処に向けて

- ①早期発見に向けた取組
- ②初期対応での取組
- ③児童への指導や支援
- ④組織的な対応
- ⑤学校でのいじめの相談

（3）取組の点検・評価及び学校運営改善の実施

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

いじめ防止対策推進法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

- ・校長は、重大事態が発生したと判断した場合にも、直ちに市教育委員会に報告します。
- ・学校は、市教育委員会と連携して、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。
- ・調査に当たり、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

(3) 国府小いじめ防止対策委員会との連携及び調査

重大事態が発生した場合にも、国府小いじめ防止対策委員会を速やかに招集し、今後の対策について検討します。その際には、いじめを受けた児童、保護者の事情や心情を最優先に考え、市教育委員会等と連携しながら、取組を進めます。

(1) 教師用いじめ早期発見チェックリスト

〈いじめが起こりやすい・起こっている集団〉

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- 机と机の間に少しだけ隙間がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教師に見えないように物を友達に手渡したりしている。
- 教師がいないと掃除がきちんとできない。
- グループ分けすると、特定の子どもが残る。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。

〈いじめられている子〉

『日常の行動・表情の様子』

- わざとらしくはしゃいでいる。
- いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 早退や一人で下校することが増える。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 友達に悪口を言われても、言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- おどおど、にやにや、にたにたしている。
- 顔色が悪く、元気がない。
- とときどき涙ぐんでいる。

『授業中・休み時間』

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 一人でいることが多い。
- 班編制の時に孤立しがちである。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 教師の近くにいたがる。
- 教師がほめると、冷やかされたり、陰口を言われたりする。

『給食時』

- 好きな物を他の子どもにあげる。
- 他の子どもの机から、机を少し離している。
- 給食の量が減ったり、食べなかったりする。
- 食べ物にいたずらされる。

『清掃時』

- いつも雑巾がけなど他の子がいやがる仕事をしている。
- 一人で離れて掃除をしている。

『その他』

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 理由もなく成績が下がる。
- 服に靴の跡がついている。
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする。

〈いじめている子〉

- 多くのストレスをかかえている。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- あからさまに、教師の機嫌をとる。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ。
- 教師によって態度を変える。
- 教師の指導を素直に受け取れない。
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする。
- 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉をつかう。

(2) 家庭用いじめ早期発見チェックリスト

『登校するまでの様子』

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

『日常における家庭生活の変化』

- 服の汚れや破れ、体にあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋などに向けこみ、なかなか出てこない。外出したがない。
- いつもより帰宅時間が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

『持ち物の変化』

- 自転車や持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

『友人関係の変化』

- 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。
- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。
- 受信したメールなどをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

『家族との関係の変化』

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 感情の起伏が激しくなり親への反抗や弟や妹をいじめる。ペットにやつあたりする。